

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第●条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(以下この条において「新農協開示告示」という。)第二条第四項(新農協開示告示第四条第一項において準用する場合を除く。)の規定は、この告示の適用の日(以下「適用日」という。)以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新農協開示告示第三条第四項(新農協開示告示第四条第二項において準用する場合を除く。)の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新農協開示告示第四条第一項において準用する新農協開示告示第二条第四項の規定及び新農協開示告示第四条第二項において準用する新農協開示告示第三条第四項の規定は、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第●条の規定による改正後の漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（以下この条において「新漁協開示告示」という。）第二条第四項（新漁協開示告示第四条第一項において準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新漁協開示告示第三条第四項（新漁協開示告示第四条第二項において準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新漁協開示告示第四条第一項において準用する新漁協開示告示第二条第四項の規定及び新漁協開示告示

第四条第二項において準用する新漁協開示告示第三条第四項の規定は、適用日以後に終了する半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第●条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（以下この条において「新農中開示告示」という。）第二条第五項（新農中開示告示第三条第四項第二号において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第二号（第一面及び第四面から第八面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新農中開示告示第三条第四項第二号において読み替えて準用する新農中開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第一面及び第四面から第八面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新農中開示告示第四条第四項において読み替えて準用する新農中開示告示第二条第五項及び新農中開示告示第五条第四項において読み替えて準用する新農中開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第五号（第一面から第六面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4 新農中開示告示第六条第二項に規定する別紙様式第七号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。